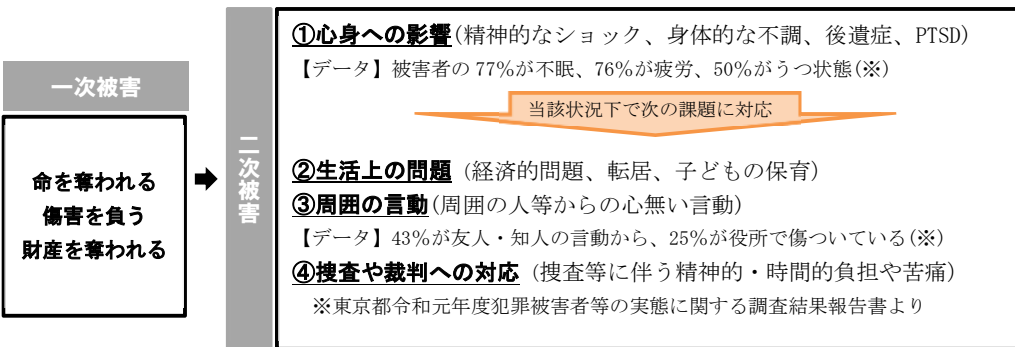


新たな犯罪被害者等支援施策（案）について

1 犯罪被害者等の定義等

- 定義：「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。」（犯罪被害者等基本法第2条）
- 犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負われ、財産を奪われるという目に見える被害（一次被害）に加え、その後発生する様々な二次被害や再被害にも苦しめられるため、きめ細かな支援が必要。



2 犯罪被害者等支援の現状と背景

(1) 国

犯罪被害者等基本法

- 制 定：平成16年・・・目的 犯罪被害者等の権利利益を保護
- 役割分担：第5条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その**地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。**」

第4次犯罪被害者等基本計画（令和3～7年度）

- 国が、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、法に基づき策定（平成17年～）。第4次基本計画の**ポイントとして、地方公共団体における犯罪被害者等支援**をあげており、その他に**地方公共団体に対して、次の事項の要請、啓発等を行うこと**としている。

- ① 地方公共団体による**見舞金制度等の導入促進**等
- ② **公営住宅への優先入居や目的外使用**の取扱いの推進
- ③ **被害直後からの生活支援**に関する取組が適切になされるよう**啓発・情報提供**
- ④ **総合的対応窓口等の充実**の促進、公認心理師等の**専門職の活用**



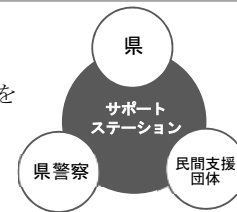
犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョットちゃん」

【データ】令和3年度犯罪被害者白書

政令指定都市のうち見舞金制度を導入した割合（9市 45%）

(2) 神奈川県

- 県では、「神奈川県犯罪被害者等支援条例」（平成21年施行）に基づき、支援推進計画を策定し、総合的・計画的に取り組を行っている。「かながわ犯罪被害者サポートステーション（以下県サポステという。）」を設置し、県、県警察、神奈川被害者支援センターの3機関が一体となって支援を提供している。



- 支援対象：**原則として、殺人、傷害、性犯罪等**により心身に被害を受けられた方やその家族等
- 支援内容：

法律相談 (2回まで)	カウンセリング (10回まで)	ホテル宿泊 (3日以内)	県営住宅一時利用 (原則3か月以内)	生活資金貸付 (不測の経費用)
----------------	--------------------	-----------------	-----------------------	--------------------

- 支援実績：のべ233人、のべ1,313回支援、875回の相談受付を実施(令和2年度)
- 広報啓発：神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

(3) 川崎市

- 平成20年5月に「犯罪被害者等支援相談窓口」を設置し、相談員（警察OB）による面接又は電話相談を行っている。（令和2年度相談件数25件）

- 令和2年市内刑法犯罪名別認知件数

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	総数
川崎市	61	541	4,553	359	84	612	6,210

県が原則支援対象とする被害者 **145人**（認知件数の**2.3%**）
 県サポステで支援を受けた市民は **42人**（認知件数の**0.7%**）
 市の支援相談窓口へ相談した被害者 **0人**（認知件数の**0.0%**）

※**凶悪犯**：殺人、強盗、強制性交等
 ※**風俗犯**：強制わいせつ罪等

(4) 川崎市犯罪被害者等支援有識者会議における意見(令和2～3年度)

- 令和2～3年度に実施した有識者会議において、犯罪被害者等支援の推進について、次のような意見があった。

- ・初期から中長期にかけて途切れることなく支援できるような制度が望ましい。
- ・県では支援対象が限定されていて、カバーできない犯罪被害者等が存在するので、市で支援して欲しい。
- ・市民が生活上で困ったことがあった時に最初に頼ろうと考えるのは、県ではなく市であるが、犯罪被害者等からの相談件数が少ないのは、窓口の認知度が低いためである。
- ・市の条例に加えて市民・事業者の理解・協力があって、支援スキームというのが出来上がる。

新たな犯罪被害者等支援施策（案）について

3 本市の課題

○登戸で発生した刺傷事件など、本市において痛ましい大規模事案も発生しており、**基礎自治体として犯罪被害者等に寄り添った支援が求められているため、既に支援を実施している県との役割分担を踏まえた上での支援制度の構築は喫緊の課題**である。

【市の現状】

【犯罪被害者等支援に必要なもの】

○犯罪被害者等に特化した支援がなく、既存制度は様々な要件があり、開始までに時間がかかる。

→ 事件発生から途切れることのない支援及び中長期的な支援が必要

○相談窓口の利用が少なく広報が不足している。また、窓口において既存施策を活用しようとしても寄り添った支援ができていない。

→ 相談や支援につなげられるワンストップの相談窓口と、その広報が必要

○市民、事業者や庁内に対して、犯罪被害者等の状況について理解等を伝える施策を行っていない。

→ 犯罪被害者等にとって周囲の人や職場などの理解や市の窓口等に対応する職員の配慮が必要

4 本市における今後の犯罪被害者等支援施策

○方向性

犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、本市の姿勢を明確にするため、**犯罪被害者等に特化した条例を制定する**とともに、県でカバーできない犯罪被害者等の支援を行うなど**基礎自治体として寄り添った支援の拡充**を図り、**誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現**を目指す。

○市と県の役割分担

県は①初期対応中心（被害発生後 0～3 か月）②重大犯罪の犯罪被害者等中心③広域的な広報啓発

市は①初期だけではなく**中長期的な支援**

②**重大犯罪の犯罪被害者等に加えて支援を必要とする犯罪被害者等を支援**

③**身近な地域における広報啓発**

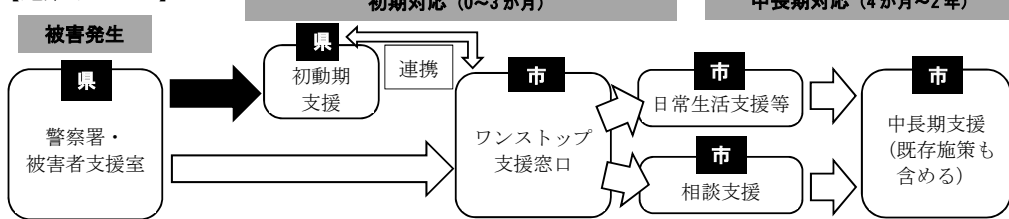
住み慣れた地域で暮らし続けるためのセーフティネット

生活支援を中心としたきめ細やかな支援を実施

○施策内容

- ①犯罪被害者等に**特化した支援**の実施 : 日常生活支援、経済的支援、住居支援、相談支援
- ②犯罪被害者等を支援するための**体制整備** : 専門職の配置、職員研修、支援員支援
- ③被害者等の状況や相談窓口の**広報啓発** : 市民・事業者・庁内への広報、啓発

【施策イメージ】



5 支援対象

(1) 県の支援が受けられる犯罪被害者等（相談及び情報の提供・日常生活等支援）

「**凶悪犯**（殺人・重傷傷害（全治1か月以上）、**風俗犯**（性犯罪）、**重大な交通事故**（危険運転致死傷罪、死亡、全治3か月以上の重傷事件等）」については、他の犯罪被害と比べ、**特に犯罪被害者等の心身に対してのダメージが大きく、日常生活に支障をきたし、きめ細かな生活支援が求められている**ため、県との役割分担の上、綿密に連携を図り、本市において**日常生活支援・住居支援・経済的支援等を実施**し、スムーズに既存施策へ繋げるよう、ワンストップ支援窓口においてコーディネートを行う。

(2) 県の支援が受けられない犯罪被害者等（相談及び情報の提供）

「**粗暴犯**（傷害、暴行等）、**知能犯**（詐欺）等）」については、心身や財産上の被害に加えて、二次被害により**再被害への恐怖感や精神的に不調**となるため、市で犯罪被害者等に特化した**カウンセリングや法律相談を実施**した上で、必要があれば既存施策へ繋げるようコーディネートを行う。また、交通事故の被害者のうち、心身に被害を受けても、県の支援対象とならず、支援が受けられない場合について、上記の犯罪被害者等と同様の支援を行う。

(例) 特殊詐欺に遭い、精神的なダメージを負い、引きこもり状態の高齢者に対してカウンセリングを行い、専門的な支援を実施後に、区役所地域みまもり支援センター等の既存施策へ繋ぐ。

6 条例案の概要

(1) 条例について

犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、犯罪被害者等支援について**市としての基本理念を定めた**上で、市・市民等・事業者の責務をそれぞれ定め、**地域全体で犯罪被害者等を支える**地域社会を目指すとするもの。また、**犯罪被害者等に特化した支援について定める**とともに、二次被害を生じさせないように人材の育成や市民等への啓発活動等についても条例で定める。

(2) 条文構成

- | | | |
|----------|--------------------|-----------------------|
| 1 目的 | 6 事業者の責務 | 1.1 市民等への啓発活動等 |
| 2 定義 | 7 相談及び情報の提供 | 1.2 支援の制限 |
| 3 基本理念 | 8 日常生活等への支援 | 1.3 意見の反映 |
| 4 市の責務 | 9 人材の育成 | 1.4 委任 |
| 5 市民等の責務 | 10 民間支援団体への支援 | |

新たな犯罪被害者等支援施策（案）について

7 相談及び情報の提供

（1）体制整備（基本法 11 条 相談及び情報の提供）

○背景
 犯罪被害者等は多くの問題に直面するが、自身で支援施策ごとの様々な窓口で相談せざるを得ず、こうした状況は時として二次被害を生じさせることもあるため、必要な支援を適切に提供できるワンストップの支援窓口が求められている。

○新規取組
 犯罪被害者等が、二次被害を被ることなく支援を受けられるようにするためには、ワンストップ窓口の設置及び職員の資質向上が必要であることから、①専門職の配置、②職員研修、③支援員支援（支援する際の法的問題や心理的問題を支援）を行い、犯罪被害者等を支えるための体制を整備する。

（2）相談支援（基本法 11 条 相談及び情報の提供）

○背景
 犯罪被害者等は精神的ケア、刑事手続等への関与など種々の場面での専門的な支援が必要となる。県でカウンセリングや法律相談を実施しているが、対象範囲が狭く、市で実施しているのは一般的な弁護士相談である。

○新規取組
 犯罪被害者等の多岐にわたる相談に応じるため、犯罪被害者等に特化した専門的な相談を実施する。

8 日常生活等への支援

（1）経済的支援（基本法 13 条 給付金の支給に係る制度の充実等）

○背景
 犯罪に遭うことで、突発的に支出（医療費、葬祭費等）が増加するほか、生計維持者が亡くなった場合などは世帯の収入が途絶するが、県の支援は貸付金であり、市は既存施策の対象になった場合のみ支援を行っている。

○新規取組
 犯罪被害者等が生活に困っている時に、簡易・迅速に支給される犯罪被害者等に特化した見舞金の制度を実施する。

（2）日常生活支援（基本法 14 条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供等）

○背景
 犯罪に遭うことで、身体的、精神的にも日常生活を送ることが困難となる上に、刑事手続きに関わるなど生活が一変する。県サボステは、生活支援は実施しておらず、市の既存施策では、対象に該当する場合のみ支援実施。

○新規取組
 犯罪被害者等の生活を支えるため、家事等や保育などの生活支援について、犯罪被害者等に特化した新たな支援を実施する。

（3）住居支援（基本法 16 条 居住の安定）

○背景
 「自宅において犯罪被害に遭う」、「犯人が逮捕されていない」など、犯罪被害者等が現在の住居に住み続けることが困難になるため、支援が必要である。

○新規取組
 犯罪被害者等に対する再被害の防止や安全を図るため、①緊急避難に関する支援、②転居に関する支援、③市営住宅の活用について新たな支援を実施する。

9 市民等への啓発活動等（基本法 20 条 国民の理解の増進）

○背景
 犯罪被害者等は周囲の無理解な言動から二次被害を受けることがあり、犯罪被害者等の状況についての啓発は、国や県において犯罪被害者週間を中心とした広報を実施しているが、本市においても広報啓発が必要である。

また、ワンストップ支援窓口について、必要とする犯罪被害者等が円滑に利用できるよう、市民・事業者・庁内や犯罪被害者等に一番早く接する機会がある警察に対して広報・周知が必要である。

○新規取組
 犯罪被害者等の二次被害防止及び犯罪被害者等が安心して暮らせるよう、市民・事業者・庁内・警察に対して、犯罪被害者等の状況の広報・啓発を実施するとともに、ワンストップ支援窓口の広報・周知を実施する。

10 スケジュール

